

2024 年度町田市不登校施策実態調査業務委託仕様書（案）

1. 目的

町田市（以下「甲」という。）における不登校施策実態調査について、受託者（以下「乙」という。）に委託することにより、不登校施策利用者の実態を的確に把握・分析し、もって2025年度に開始する分教室型学びの多様化学校の運営等、今後の不登校施策の検討に資することを目的とする。

2. 履行場所

町田市教育センター（町田市木曾東3-1-3）ほか、甲が指定する場所。

3. 業務内容

分教室型学びの多様化学校の開設準備にあたり、市内不登校施策の利用状況及び利用者のニーズを把握し、分析するため、不登校児童・生徒及び保護者に対するアンケート実施やヒアリング調査等を含む以下の実施準備、調査実施、分析、資料作成及び報告会実施等を委託する。

（1）利用者アンケートの実施

ア 調査の目的

今後の不登校にかかる施策を検討するため、不登校の実態及び町田市不登校施策利用状況について把握することを目的とする。

イ 対象者

調査対象者は甲が選出する。

教育センターの不登校関連施策（教育支援センター、校内教育支援センター、教育支援センター分室、教育相談、スクールソーシャルワーカー等）等を利用している児童・生徒及び保護者。およそ400～500事例を想定する。

ウ 調査内容

質問紙によるアンケート調査とし、対象者属性に関する基本情報を除き20項目程度の項目数とする。原案を甲が作成し、乙と協議のうえ決定する。なお、以下（2）のより詳細なヒアリング等調査実施に係る調整事項も含む。

エ 調査の実施（2024年6月頃を予定）

- ①アンケート調査票を作成すること。
- ②甲提供の発送用データをもとに、宛名シールを作成すること。
- ③依頼文、調査票及び封筒の作成、印刷、封入を行うこと。
- ④回答の送付先は教育センターとするが、回収及びデータ入力、集計等の作業を行うこと。
- ⑤回答方法として、郵送の他 web 上での回答フォームを用意すること。
- ⑥調査実施に係る問い合わせ対応を行うこと。
- ⑦調査票の発送については、各支援機関における手渡しを基本とするが、必要に応じて郵送対応すること。
- ⑧発送、回収に係る郵送料はいずれも乙負担とする。

オ 集計、分析、資料作成

- ①web 上での回答を取りまとめるとともに、回収された紙調査票データのを入力をし、併せて集計、分析、資料作成を行うこと。
- ②調査結果の速報として、ローデータ及び単純集計表を作成し、提供すること。

(2) ヒアリング調査

ア 不登校施策に係る効果検証等を行うため、(1) の追跡調査として、協力を得られた方に対し、さらにヒアリング調査を実施する。

イ 対象者

(1) の調査において、ヒアリング調査に協力すると回答したもの。

ウ 調査内容

(1) の追跡調査だけでは聞き取れなかった具体的エピソードやニーズについて、補足する内容とする。

エ 調査の実施 (2024 年 7 月～8 月頃を予定)

- ① (1) の調査において、調査に協力が可能と回答したものについて、協力可能日を含めリストにする。
- ② (1) の簡易集計を参考に、甲が原案を示し、ヒアリング項目を作成する。
- ③調査対象者に対し、日程及びヒアリング場所の連絡を行う。
- ④ヒアリングについては、甲所属の職員が対応する。乙は調査に同席し、記録を作成する。
- ⑤調査に係る郵送、通信、乙所属員の交通に係る費用は、委託料に含む。

オ 集計、分析、資料作成

- ①ヒアリング内容をデータ化し、集計を行うこと。
- ② (1) の結果と合わせて、甲の施策の効果検証ができるような比較分析等を行うこと。
- ③分析結果については、適宜甲と協議のうえ、資料の作成を行うこと。

(3) フリースクール等連絡会を経由した調査

- ① (1) の調査票については、フリースクール在籍者に対しても、2024 年 9 月または 10 月頃に予定するフリースクール等連絡会を経由して事前把握した必要数を配布する。
- ② (1) 同様、依頼文、調査票及び封筒の作成、印刷、封入を行うこと。この際、宛名は無記名とすること。
- ③甲指定期日に、②でセットした調査票について指定部数を教育センターへ納品する。
- ④回答の処理については、(1) 同様とする。
- ⑤ (1) ～ (3) に係る調査票原紙については、分析終了後甲へ返却すること。

(4) 印刷物等成果品

成果品の著作権は、町田市に帰属する。

ア 調査の集計及び分析結果から得られた不登校施策の総括及び 2025 年度開始予定の分教室型学びの多様化学校や今後の不登校施策への提言を作成する。内容について

は甲と事前協議したうえで、書面及び電子記録として提出すること。

イ 各調査におけるローデータ及び集計結果については、エクセル形式で電子記録として提出すること。

(5) 報告会実施

調査により得られた結果については、甲指定の会場において報告を行う。

ア 2024年12月実施予定の町田市学びの多様化施策検討委員会において、30分程度の報告及び質疑に対応する。

イ 2025年1月予定の保護者を対象とした分教室型学びの多様化学校開設説明会を開催する。実施に係る周知、広報、開催事務等を担い、当日は20分程度の報告に対応する。なお、会場については甲が手配する。

ウ 上記報告において必要な資料を調製し、必要部数を納品する。

エ その他、甲が指定する会議において報告が必要となった場合は、甲乙協議のうえ実施する。

4. 業務実施期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで。

5. 検査及び支払い方法

(1) 乙は期限までに本受託業務を完了し、甲が指定する完了届を提出のうえ、甲の検査を受けるものとする。

(2) 委託料は、委託全業務の履行確認後、乙からの書面による請求を受けてから30日以内に一括で支払う。

6. その他

本仕様書に記載のない事項また疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議し、決定することとする。

また、業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じるものとする。

7. 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

8. 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、直ちに甲に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社を含む。）に委託してはならない。

（再委託における遵守事項）

6 乙は、受託業務の処理を委託する場合（2 以上の段階にわたる委託を含む。）は、以下の事項を遵守しなければならない。

（1）契約条項に基づいて乙が遵守すべき事項について、乙と同様に委託先にも遵守させること。

（2）故意又は過失を問わず委託先が行った一切の行為について、連帯して責任を負うこと。

（3）委託先と委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを甲へ提出すること。

（4）適正な履行を確認するために、定期的に委託先への調査を実施し、甲からその書類の提出を求められたときには速やかに提出すること。

（5）委託先において事故が生じたときは、直ちに乙に連絡させるとともに、報告書を提出させること。

（6）承認内容に変更が生じた場合には速やかに再申請すること。なお、長期継続契約については、年度更新時に変更がないか確認し、報告すること。

（複写又は複製の禁止）

7 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。

(情報の管理義務及び返還義務)

8 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故を防止しなければならない。

(1) 施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

(2) 情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、甲に「情報の借用に関する確認書」を提出しなければならない。

(3) 情報の利用

乙は、甲から借用した情報を、USBメモリ等の可搬記憶媒体で取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。甲から借用した情報を可搬記憶媒体で持ち出す際は、データを暗号化するとともに日時、用途、内容等を記録し、利用状況を定期的に甲に報告しなければならない。

(4) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。

(5) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。

(6) 外国に所在するサーバ等の使用

乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して個人情報を取り扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、甲に「外国に所在するサーバ等の設備の使用に関する確認書」を提出しなければならない。

(立ち入り調査)

9 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。なお、甲は指定する者に調査を行わせることができる。

(監査への協力)

10 乙は、甲が受ける情報セキュリティ監査等に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(履行体制図及び対応マニュアルの作成)

11 乙は、業務の履行体制図及び情報の漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

12 乙は、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、甲の求めに応じ、書面により提出しなければならない。なお、甲の求める範囲がISMS (ISO27001) の認証又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 又はこれに準ずる第三者認証により証明できる場合は、それらの登録証の写しを提出することでこれに代えることができる。

(守秘義務違反等の場合の措置)

1 3 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償請求等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

1 4 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

1 5 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。